

県南広域振興局長告示第 90 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
馬場歯科医院	一関市東地主町 45 番地	平成 18 年 6 月 3 日